

設計段階における三者検討会試行要領

令和3年3月23日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目的)

第1 公共事業において、特に現場条件の厳しい現場にて円滑な事業執行及び良好な品質を確保するためには、発注者、設計者及び施工技術者が、事業目的、設計思想・条件、関係機関等との協議状況等を共有することが重要である。

このため、工事発注に必要な図面、数量計算書、施工計画書等を作成する設計業務（以下「詳細設計」という。）時において、発注者、設計者及び施工技術者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などの意見交換等を行う「設計段階における三者検討会」（以下「三者検討会」という。）を試行的に開催することとし、この要領は、三者検討会の開催に必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 三者検討会の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、詳細設計業務（建築設計を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ発注機関の長が必要と認めるものとする。

- (1) 急峻な地形など施工条件が厳しい現場
- (2) 災害復旧など2次被害のおそれのある現場
- (3) 特殊工法など難易度の高い現場
- (4) その他、施工技術者に意見を聞くことが必要な現場

2 発注機関の長は、業務発注の前に前項各号への該当の有無を確認するとともに、対象業務とする場合は、特記仕様書にその旨を明記する。

(対象とする事項)

第3 三者検討会は、対象業務に関する次に掲げる事項を検討対象とする。

- (1) 詳細設計における施工計画に関する事項
- (2) 詳細設計における仮設計画に関する事項
- (3) その他三者検討会で検討が必要な事項

(構成)

第4 三者検討会は、次の各号に定める発注者、設計者及び施工技術者で構成する。

(1) 発注者

対象業務の総括調査員及び主任調査員（以下、「調査員」という。）を原則とする。ただし、必要に応じて、発注機関の職員及び対象業務を所管する事業担当課の職員も含むものとする。

(2) 設計者

対象業務の詳細設計に関する業務の管理技術者を原則とする。ただし、調査員が認めた場合に限り、当該詳細設計に関連する設計、測量及び調査に関する業務の管理技術者並びにその他の設計に関する関係者も含むものとする。

(3) 施工技術者

当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する者として、各種団体から推薦を受けた者とする。

(三者検討会の開催)

第5 対象業務の受注者は、三者検討会の開催時期（詳細設計の本体設計完了後を基本とする）について、発注者と協議を行い、施工技術者に確認すべき事項を記載した確認書（別記様式1）（必要に応じて根拠となる資料を含む。）を提出する。

2 対象業務の発注者は、前項に定める確認書の提出を受けた後、各種団体へ別紙1を参考に三者検討会の開催及び参加者の選定を依頼する。

3 前項の依頼を受けた各種団体は、当該現場を施工する上で、地域に精通し、当該現場の施工に必要な技術力を有する施工技術者を選定し、別紙2を参考に発注者へ回答する。

4 三者検討会は、発注者の進行のもと、施工性や安全性を考慮し、より最適な施工計画や仮設計画などが立案できるよう意見交換を行う。

5 三者検討会の開催回数は対象業務につき1回を原則とするが、各構成員が同意する場合には、追加して開催できるものとする。

(検討事項の合意)

第6 三者検討会により検討された事項について、検討会終了後に、三者で検討事項確認書（別記様式2）を作成するものとする。

(追加検討事項)

第7 三者検討会の結果により設計者が追加で検討する事項が発生した場合は、発注者と設計者が協議を行うものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、三者検討会の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。